

改正

平成26年3月26日

平成27年1月16日

平成27年9月18日

平成28年3月7日

平成28年3月30日

平成29年3月23日

令和2年7月20日

令和3年8月10日

令和4年4月1日

いわき市建設工事等に係る一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事等に係る一般競争入札の実施に関し、いわき市財務規則(昭和44年いわき市規則第17号。以下「規則」という。)その他別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 一般競争入札の対象となる建設工事(以下「対象工事」という。)は、次の各号に掲げる建設工事の種類に応じ、1件当たりの設計金額がそれぞれ当該各号に定める金額以上のものとする。

(1) 土木一式工事 1,500万円

(2) 建築一式工事 5,000万円

(3) 電気工事 1,500万円

(4) 管工事 1,500万円

(5) 舗装工事 1,000万円

(6) 前各号に掲げるもの以外の建設工事 1,500万円

2 前項の規定は、当該各号に定める金額未満の建設工事を対象工事とすることを妨げるものではない。

3 第1項の規定にかかわらず、参加対象者が少数の建設工事については、対象工事としないことができる。

(入札参加資格)

第3条 規則第110条第1項及び第3項の規定により市長が別に定める一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、対象工事ごとに次に掲げる事項とする。

(1) 対象工事に対応する工事の種類について、入札参加有資格者名簿（いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和52年3月28日制定。以下「要綱」という。）第4条第4項に規定する名簿をいう。）に登載されている者であって、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入しているもの（社会保険等の適用が除外されている者を含む。）であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。

(4) いわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱（平成28年3月30日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。

(5) 対象工事の施工に関して、次に掲げる要件のうち必要と認められる事項に該当する者であること。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ 市内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。

ウ 要綱第3条第4項に規定する等級別格付審査の結果が一定の等級以上であること。

エ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果、総合評定値が一定の点数以上であること。

オ 過去の一定期間において、対象工事と同種の工事について施工実績があること。

カ 対象工事に建設業法第26条の規定による専任の監理技術者、主任技術者等を適正に配置することができること。

キ その他対象工事ごとに必要と認められる事項

(一般競争入札の公告等)

第4条 規則第112条の規定により対象工事の公告を行ったときは、併せて当該公告に係る事項について市ホームページに掲載する等必要な周知方法を講ずるものとする。

(入札参加資格の確認申請)

第5条 一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加申請者」という。）は、公告において

指定する日までに一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式。以下「確認申請書」という。）を市長に提出し、入札参加資格について確認を受けなければならない。

2 確認申請書には、次に掲げる書類のうち公告において指定するものを添付しなければならない。

(1) 同種工事の施工実績調書（第2号様式）

(2) 配置予定技術者調書（第3号様式）

(3) 特定建設業の許可通知書の写し

(4) 総合評定値通知書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

（確認結果の通知）

第6条 市長は、前条第1項の規定により入札参加資格の確認をしたときは、その結果を一般競争入札参加資格確認通知書（第4号様式。以下「確認通知書」という。）により入札参加申請者に通知するものとする。

（入札参加資格を有しない者に対する理由の説明等）

第7条 前条の規定により入札参加資格を有しないこととされた者は、公告において指定する日までに文書によりその理由の説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに、文書により回答するものとする。

（入札参加資格の喪失）

第8条 第6条の規定により入札参加資格を有することとされた者（以下「入札参加資格者」という。）が入札の日までに次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができない。

(1) 第3条の入札参加資格に該当しないこととなったとき。

(2) 確認申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。

(3) その他公告において定められた事項に該当することとなったとき。

2 市長は、入札参加資格者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札参加資格者に対し、その旨を文書により通知するものとする。

（設計図書の閲覧等）

第9条 対象工事の図面、仕様書等（以下「設計図書」という。）は、公告の日から当該公告において指定する日まで閲覧に供するものとする。

2 設計図書を購入しようとする者は、前項に規定する期間において市が指定する場所から設計図書を購入することができる。

3 前項の規定による購入の申込みは、設計図書等購入申込書兼購入証明書（第5号様式）による。

- 4 設計図書の貸出しを受けようとする者は、第1項に規定する期間において貸出用に準備する設計図書を限度に設計図書の貸出しを受け、これを複写することができる。
- 5 前項の規定による貸出しの申込みは、設計図書等貸出申込書兼借受証明書（第6号様式）による。
- 6 設計図書に関して質問があるときは、公告において指定する期間内に質疑応答書（第7号様式）により行うことができる。
- 7 前項の質問があったときは、市長は、速やかに、質疑応答書に回答を記載し、当該質問をした者に交付するものとする。

（入札書の提出）

第9条の2 規則第119条の規定による入札書の提出は、持参、郵便又は電子情報処理組織を使用する方法のいずれかの方法により行うものとし、入札の都度市長が定める。

- 2 郵便及び電子情報処理組織を使用する方法による入札書の提出の方法については、市長が別に定める。

（落札者が決定しない場合の措置）

第10条 市長は、入札を行った結果、落札者が決定しないときは、原則として、再公告をし一般競争入札に付すものとする。

（対象工事の選定等に関する手続）

第11条 この要綱に基づく対象工事の選定並びに入札参加資格の設定及び審査については、いわき市建設業者選定委員会設置要綱（昭和44年4月1日制定）に定めるところにより行う。

（事後審査方式）

第12条 入札参加資格を入札執行後に確認する事後審査方式一般競争入札にあたっては、概ね本要綱を準用するものとし、その他詳細等については別に定めるものとする。ただし、本要綱と別に定めるものが相違する場合は、事後審査方式一般競争入札においては、別に定めるものを優先する。

（総合評価方式）

第13条 施行令第167条の10の2の規定により、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式の実施については、市長が別に定める。

（準用）

第14条 建設工事以外の場合における一般競争入札については、建設工事の例により実施するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、一般競争入札の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から実施する。
- 2 建設工事等に係る一般競争入札に関して、入札を行った結果、落札者が決定しないときは、第10条の規定にかかわらず、当分の間、直ちに再度の入札を行うことができる。

附 則 (平成10年4月1日)

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附 則 (平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則 (平成19年6月1日)

この要綱は、平成19年6月1日から実施する。

附 則 (平成22年2月22日)

この要綱は、平成22年2月22日から実施する。

附 則 (平成26年3月26日)

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則 (平成27年1月16日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。
- 2 改正後の第2条の規定は、平成27年4月1日以後に執行する入札に係る改正後の第2条に規定する対象工事について適用する。

附 則 (平成27年9月18日)

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則 (平成28年3月7日)

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則 (平成28年3月30日)

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則 (平成29年3月23日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。
- 2 次の各号に掲げる要綱の規定中「いわき市建設工事に係る一般競争入札実施要綱」を「いわき市建設工事等に係る一般競争入札実施要綱」に改める。

(1) いわき市建設業者選定委員会設置要綱（昭和44年4月1日制定）第2条第1号

(2) いわき市東日本大震災に伴う災害復旧工事の発注に係る指名等の基準に関する特例を定める
要綱（平成23年8月9日制定）第1条

附 則（令和2年7月20日）

この要綱は、令和2年7月20日から実施する。

附 則（令和3年8月10日）

この要綱は、令和3年8月10日から実施する。

附 則（令和4年4月1日）

この要綱は、令和4年7月1日から実施する。